

1 1. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和

高松市の中心市街地では、高松丸亀町商店街において、平成 18 年 12 月の A 街区市街地再開発事業を皮切りに、平成 21 年から 22 年にかけて B・C 街区の一部における市街地再開発事業、24 年には G 街区における市街地再開発事業により「丸亀町グリーン」がオープンするなど小規模連鎖型による再開発事業を実施することで、商業機能だけでなく、居住機能や生活機能を整備するなど、訪れる街に加えて、住む街としての都市機能の充実に取り組んできました。また、再開発事業だけでなく、民間においても分譲マンションや介護付きマンションなどの居住施設が供給されたことで、高齢化の進展による人口減少が想定される中で、人口がほぼ横ばいに保たれるなど、都市の空洞化に歯止めがかかっている状況です。

また、高齢化が進展する中心市街地において、分かりやすい公共交通手段を確保し、外出機会を創出していくため、平成 27 年 10 月から JR 高松駅と商店街を往復していた「まちバス」を、鉄道駅や病院、公共施設、商店街を周遊する「まちなかループバス」に路線を拡大したことで、順調に利用者が増加しています。

これまで基本計画に基づき実施されてきた取組に加え、市街地再開発事業による魅力ある商業空間の整備と合わせて都市型住宅を供給するとともに、中心市街地への居住等を緩やかに誘導していくための支援など今後とも街なか居住の推進を図ります。

今後は、アフターコロナにおけるインバウンドの大幅な増加や経済活動の活発化が期待されていることから、官民が連携し、基本計画に位置付けられている中核事業の積極的な推進を行うことで、早期に目標指標が達成され、更なる中心市街地の活性化が図られるよう取り組んでいきます。

[2] その他の事項

本市の都市計画に関連する主要な上位・関連計画は、第 7 次高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画、高松市総合都市交通計画で、これらの計画におけるまちづくりの方針と整合性を図り、調和のとれた中心市街地活性化基本計画としています。

(1) 第 7 次高松市総合計画（令和 6 年 4 月策定）

第 7 次高松市総合計画は「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を目指すべき都市像と定め、その実現を図るため「都市機能と自然が調和し快適さと利便性を兼ね備えたまち」を 6 つのまちづくりの目標のひとつとして、「機能性の高い都市空間の形成」においてサンポートエリアを核とするシーフロントや中心市街地の魅力・回遊性の向上、民間活力の導入による中央公園の新たな魅力づくり、中央商店街の活性化により、まちのにぎわいを創出することとしています。

(2) 高松市都市計画マスタープラン（令和 6 年 6 月改定）

高松市都市計画マスタープランは、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通シ

システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現に取り組むこととしています。

中心市街地は、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、街なか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図り、四国の拠点都市としての中核を担う「広域交流拠点」と位置づけており、市域及び周辺の地域の発展に有効性があります。

(3) 高松市立地適正化計画（令和２年７月改定）

高松市立地適正化計画は、まちづくりの理念として、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」を掲げ、30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるよう、集約拠点への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等の移動を円滑にするコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくとしています。

中心市街地は、高松市役所を中心に半径2kmに設定した広域都市機能誘導区域に含まれており、広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図る区域として位置づけ、将来に渡って市域及び周辺の地域に都市サービスの提供を一体的に推進することが、市域及び周辺地域の発展にとって適切です。

(4) 高松市総合都市交通計画（令和６年６月改定）

平成22年11月に策定し、令和6年6月に改定した高松市総合都市交通計画は、拡散型のまちから集約型のまちづくりへ転換し、集約したまちを公共交通で繋ぐ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えの下、過度に自動車に依存しないライフスタイルの実現とともに、公共交通と連携した二次交通（自転車等）の活用や、ICTやAIなど新たな技術、またMaaSなど国のモビリティに関する方針等との連携について検討し、高松市にふさわしい交通体系を構築することとしています。

また、令和6年6月に改定された高松市地域公共交通計画では、基本方針として、拠点間を効率的に結ぶ公共交通軸の強化・形成を掲げ、ことでん琴平線新駅整備及び複線化事業を進めており、中心市街地へのアクセスの利便性や効率性の確保に努めています。

[3] 県との連携

香川県では、中心市街地の活性化及び大規模小売店舗の適正立地、地域づくりの推進を目的に、「中心市街地の活性化に関するガイドライン」及び「大規模小売店舗立地に関するガイドライン」を策定しているとともに、都市をとりまく社会経済情勢の変化を踏まえ、香川県の市町が抱えているまちづくりの課題や都市計画法の趣旨に的確に対応し、今後の持続可能な新たなまちづくりに向けた基本的な考え方を明らかにするため「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」を策定しています。

今後も、ガイドラインや基本方針を踏まえ、香川県とも連携しながら、中心市街地の活性化を図っていきます。

また、大規模小売店舗立地法の特例措置についても、香川県と連携を図りながら検討を進めていきます。

高松市中心市街地活性化基本計画

これからも選ばれる中心市街地 たかまつ へ

令和 7 年 4 月

令和 7 年 3 月 1 4 日認定

令和 8 年 3 月 9 日変更

令和 8 年 8 月 2 1 日変更

発行

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 1 5 号

TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452

